

スポーツジム利用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、役員・職員スポーツジム利用について就業規則 70 条に基づく福利厚生の一環として健康増進や維持を主たる目的とする。

(スポーツジムの範囲)

第 2 条 利用可能なスポーツジムは以下の施設とする。

施設の名称：Sports Club & Spa 湯の華 Club You

所在地：岐阜県可児市下恵土 845

(対象者)

第 3 条 利用者の範囲は社会福祉法人錦江舎の役員・職員とする。

(法人契約)

第 4 条 Sports Club & Spa 湯の華 Club You の法人会員利用者登録は下記を上限とする。

1. 法人会員の上限 法人会員 A (正会員 1 名 フリー会員 2 名) を 2 枠

(費用)

第 5 条 法人契約以外に発生する費用は個人負担とする。

例示列举：タオル、食事等

なお、ロッカー代の費用はかからず、原則無料で使用できる。

(申請)

第 6 条 施設利用を希望するものは、Sports Club & Spa 湯の華 Club You 利用用紙に必要事項を記入し提出する。

(期間)

第 7 条 施設利用の期間は、法人契約が存続する期間とする。

(その他)

第 8 条 この規程に記載のない事項については、誠意のある話し合いで解決する。

付則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する

この規定の改変は、施設長、事務長、職員 1 名が行う。